

— 三鷹市まちづくり拠点形成計画 2027〈立地適正化計画〉 —

「三鷹市まちづくり拠点形成計画 2027〈立地適正化計画〉」の策定に伴い、都市再生特別措置法（第88条、第108条、第108条の2）に基づき、以下に該当する行為等については、三鷹市への届出が必要となります。

届出対象③ 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅等に関する開発・建築等の行為を行う場合

※届出対象行為及び必要書類の詳細は、P3、4をご覧ください。

※副本は、届出受理時に受付印を押して返却します。届出書の確認後、必要に応じて、情報提供等を行います。

■ 居住誘導区域 □ 都市機能誘導区域

1

誘導施設

●：区域内に立地している誘導施設（維持・充実等）、■：区域内に立地していない誘導施設

〔 赤：地域のまちづくりの計画等に示されている事業等と関連する誘導施設
 〇：三鷹市が設置する公共施設以外の誘導施設 〕

誘導施設	定義	中心拠点		地域拠点	
		市民センター 周辺	三鷹駅 周辺	国立天文台 周辺	井口グラウンド 周辺
行政	庁舎等	●	—	—	—
	市政窓口	—	●	—	—
学校教育	学校（新設）	—	—	■	—
市民文化	コミュニティ・センター	—	●	●	●
	ホール	●※	■	—	—
	集会交流施設	●	●	■	—
社会教育	図書館	●	●	■	—
	文化施設	●	●	—	—
	生涯学習施設	●	●	—	—
スポーツ	総合スポーツセンター	●	—	—	—
保健・福祉	福祉センター、総合保健センター	●	—	—	—
子育て支援	学童保育所（新設学校と複合化等）	—	—	■	—
	子育て支援施設	●	●	—	—
医療	病院	●	—	—	■
	休日・夜間診療所	●	—	—	—
商業	大規模商業施設・複合商業施設	●	●	—	—
	スーパーマーケット	●	●	■	●
金融	銀行等	●	●	—	—
	郵便局（集荷・配達あり）	●	—	—	—

※三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業との関連で、今後のあり方を検討中

問い合わせ先など

三鷹市都市整備部都市計画課都市計画係

TEL：0422-29-9701

MAIL：toshikeikaku@city.mitaka.lg.jp

各誘導区域の詳細

（三鷹市わがまちマップ）

※「まちの現況」

→「まちづくり拠点形成計画（立地適正化計画）」



三鷹市まちづくり拠点形成計画 2027 <立地適正化計画>（本冊・概要版）



都市再生特別措置法に基づく届出 （手引き・様式など）



2 都市機能誘導区域外に係る届出（法第 108 条）

届出対象①

届出の対象行為・必要書類

届出の対象行為	必要書類
開発行為 ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合	◆届出書（様式第 18） ◆添付図書 ①位置図（当該地の位置及び周辺の公共施設を表示）：縮尺 1/1,000 以上 ②設計図（土地利用計画図）：縮尺 1/100 以上
建築等行為 ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	◆届出書（様式第 19） ◆添付図書 ①位置図（当該地の位置及び周辺の公共施設を表示）：縮尺 1/1,000 以上 ②配置図：縮尺 1/100 以上 ③立面図（2 面以上）：縮尺 1/50 以上 ④平面図（各階）：縮尺 1/50 以上

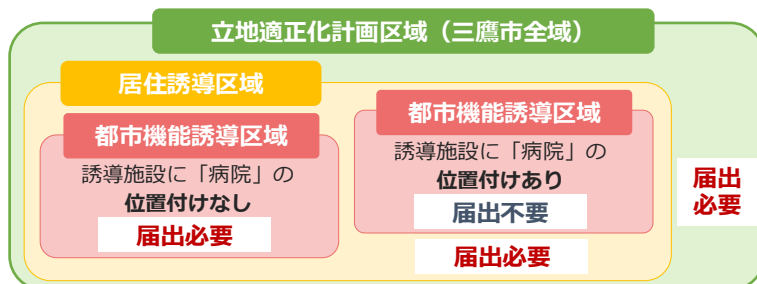
※届出書の様式は、三鷹市ホームページをご覧ください。なお、届出を代理人に委任する場合、委任状（様式任意）が必要です。

※提出いただいた届出書等の内容を変更する場合は、変更する行為等に着手する 30 日前までに、届出書（様式第 20）に変更のある図書を添付し、提出してください。

※対象となる「誘導施設」は、P2のとおりです。「誘導施設」は、都市機能誘導区域ごとに設定しています。

※誘導施設が仮設のものや非常災害のため応急措置として行う行為などは、届出不要です。

【届出のイメージ（例：誘導施設である病院を設置する場合）】



※当該地が、都市機能誘導区域内外にまたがる際は、都市機能誘導区域外の部分で、届出の対象行為を行う場合に届出が必要となります。

提出時期のお願い

法的には該当する行為等に着手する日の 30 日前までに届出すればよいものですが、届出制度の趣旨をご理解いただき、開発許可申請や建築確認申請等に先立って届出をしていただくようお願いいたします。

3 都市機能誘導区域内に係る届出（法第 108 条の 2）

届出対象②

届出の対象行為・必要書類

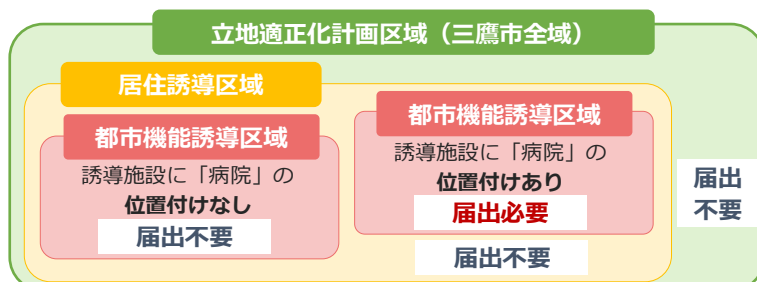
届出の対象行為	必要書類
休廃止 ◆誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	◆届出書（様式第 21） ◆添付図書（原則不要）

※届出書の様式は、三鷹市ホームページをご覧ください。なお、届出を代理人に委任する場合、委任状（様式任意）が必要です。

※対象となる「誘導施設」は、P2のとおりです。「誘導施設」は、都市機能誘導区域ごとに設定しています。

※法令等の定めはありませんが、目安として 3 か月以上休業する場合、「休止」と扱います。

【届出のイメージ（例：誘導施設である病院を休廃止する場合）】



※当該地が、都市機能誘導区域内外にまたがる際は、都市機能誘導区域内の部分で、届出の対象行為を行う場合に届出が必要となります。

提出時期のお願い

法的には該当する行為等に着手する日の 30 日前までに届出すればよいものですが、届出制度の趣旨をご理解いただき、検討段階でも構いませんので、できるだけ早めに届出をしていただくようお願いいたします。

4 居住誘導区域外に係る届出（法第 88 条）

届出対象③

届出の対象行為・必要書類

届出の対象行為	必要書類
開発行為 ◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合	◆ 届出書（様式第10） ◆ 添付図書 ①位置図（当該地の位置及び周辺の公共施設を表示）：縮尺 1/1,000 以上 ②設計図（土地利用計画図）：縮尺 1/100 以上
建築等行為 ◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆ 建築物を改築又は用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合	◆ 届出書（様式第11） ◆ 添付図書 ①位置図（当該地の位置及び周辺の公共施設を表示）：縮尺 1/1,000 以上 ②配置図：縮尺 1/100 以上 ③立面図（2面以上）：縮尺 1/50 以上 ④平面図（各階）：縮尺 1/50 以上

※届出書の様式は、三鷹市ホームページをご覧ください。なお、届出を代理人に委任する場合、委任状（様式任意）が必要です。
 ※提出いただいた届出書等の内容を変更する場合は、変更する行為等に着手する 30 日前までに、**届出書（様式第12）**に変更のある図書を添付し、提出してください。

※対象となる「住宅」は、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。サービス付き高齢者住宅等、建築基準法の共同住宅と判断される場合は、「住宅」に該当します。なお、複数棟ある場合は、合計戸数で判断します（一戸建ての住宅は1戸）。

※住宅が仮設のものや農林漁業を営む者の居住の用に供するもの、非常災害のため応急措置として行う行為などは、届出不要です。

【届出のイメージ（居住誘導区域外での対象行為）】

例：3戸の開発行為

届出
必要



届出
必要



例：1戸の開発行為（開発区域面積 1,300㎡）

届出
必要



例：2戸の開発行為（開発区域面積 800㎡）

届出
不要



例：3戸の建築等行為

届出
必要

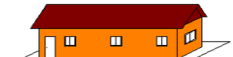


届出
必要



例：1戸の建築等行為

届出
不要



※当該地が、居住誘導区域内外にまたがる際は、居住誘導区域外の部分で、届出の対象行為を行う場合に届出が必要となります。

提出時期のお願い

法的には該当する行為等に着手する日の 30 日前までに届出すればよいものですが、届出制度の趣旨をご理解いただき、**開発許可申請や建築確認申請等に先立って届出をしていただくよう**お願いします。

5 よくある質問

届出全般について

●開発行為とは何ですか

都市計画法第4条 12 項に規定される「主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を指します。なお、同法第 29 条の許可が必要のない規模（500㎡未満）の行為も該当します。

●開発行為や建築等行為の着手とは、どの時点ですか

着工日となります。

●開発行為の届出後に、届出の対象となる建築等行為を行う場合、届出は必要ですか

それぞれの行為について、届出が必要です。

●住宅や誘導施設を同じ敷地に建替える場合、届出は必要ですか

届出の対象行為を行う場合は、届出が必要です。

●当該地が、誘導区域内外にまたがる場合、届出の対象になりますか

該当する区域の部分で、届出の対象行為を行う場合は、届出が対象です（敷地ではなく、建物の位置で判断します。なお、該当する区域に一部でもかかる場合は、対象として扱います）。

- 例）・建築敷地が、都市機能誘導区域内外にまたがり、都市機能誘導区域内の部分に、誘導施設を新築する場合 ➡届出不要
・建築敷地が、都市機能誘導区域内外にまたがり、そのまたがる部分に、誘導施設を新築する場合 ➡届出必要
・開発区域（5戸、1,300㎡）が、居住誘導区域内外にまたがり、居住誘導区域外の部分に、2戸の住宅の新築を予定し、居住誘導区域外の部分の開発区域面積が800㎡の場合 ➡届出不要
・開発区域が、居住誘導区域内外にまたがり、そのまたがる部分に、3戸の住宅の新築を予定している場合 ➡届出必要

なお、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外に係る届出においては、誘導区域内外にまたがる場合、土地利用計画図や配置図に、誘導区域を明示してください。

※各誘導区域の詳細は、三鷹市ホームページ（三鷹市わがまちマップ）で確認できます。

※なお、居住誘導区域外となる、土砂災害特別警戒区域の詳細は、東京都建設局にご確認ください。

●仮設建築物は、届出の対象になりますか

届出の対象外となります。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象となりません。仮設のための開発行為も同様です。

●届出は、誰が行うのですか

届出の対象行為を行う方で、開発行為の場合は開発行為者、建築等行為の場合は建築主です。

●面積等の軽微な変更であっても、変更の届出は必要ですか

記載誤り以外は、変更の届出が必要です。

●届出により、計画の変更を求められることはありますか

届出制度であるため、計画の変更等を求めるものではありません。

ただし、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導や居住誘導区域への住宅立地の誘導に支障をきたすと判断した場合には、必要な勧告を行う場合があります。

なお、本届出制度とは関係なく、地区計画や土砂災害特別警戒区域などにおける制限や許可などがありますので、そちらもご確認ください。

●届出をしなかった場合、罰則はありますか

届出をせずに届出が必要となる行為をした場合や虚偽の届出をして届出が必要となる行為をした場合、30万円以下の罰金に処されることがあります（都市再生特別措置法第130条）。

ただし、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出については、罰則規定はありません。

都市機能誘導区域に関する届出について

●休止と廃止の違いは何ですか

施設の再開の意思がある場合は「休止」、再開の意思がない場合は「廃止」となります。

●建築物の一部に誘導施設を有する場合、届出の対象になりますか

届出の対象となります。

●一つの施設に複数の誘導施設を有する場合、それぞれの誘導施設ごとに届出は必要ですか

届出は一つで構いません。ただし、各届出書の「建築物の用途」の欄に、届出対象となるすべての誘導施設の名称を記載してください。

●誘導施設を都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合、届出は必要ですか

誘導施設の休廃止に係る届出が必要です。また、届出書（様式第21）とあわせて、移転場所やスケジュール、建築物の概要（用途・延床面積等）などが分かる資料の提出をお願いします。

●誘導施設を廃止し、別の事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用する場合、届出は必要ですか

誘導施設の休廃止に係る届出が必要です。届出書（様式第21）の4(1)欄に、廃止後、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用する旨、記載してください。

●誘導施設の建替えや改装等で休業する場合、届出は必要ですか

誘導施設の休廃止に係る届出が必要です。届出書（様式第 21）の 4 (1) 欄に、改装等に伴う休止で、その後同じ用途で使用する旨、記載してください。

●誘導施設の「大規模商業施設・複合商業施設」の定義にある店舗等の用途に供する部分の床面積の合計とは、どこまでを含むのですか

店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち政令（建築基準法施行令）で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計で、建築基準法と同じ扱いです。

●誘導施設の「大規模商業施設・複合商業施設」について、店舗（テナント）が抜けて、別の店舗が入る場合、届出は必要ですか

店舗が抜けても、誘導施設の「大規模商業施設・複合商業施設」の定義（店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上）に該当する場合は、誘導施設の休廃止に係る届出の対象外となります。

なお、誘導施設の定義に該当しなくなる場合、誘導施設の休廃止に係る届出が必要です。届出書（様式第 21）の 4 (1) 欄に、店舗が抜けたことにより、誘導施設に該当しなくなるが、継続して建築物（敷地）を使用する旨、記載してください。

●誘導施設の「スーパーマーケット」の定義にある店舗の用途に供する部分の床面積の合計とは、どこまでを含むのですか

店舗の用途に供する部分の床面積の合計で、建築基準法と同じ扱いです。

●誘導施設の「スーパーマーケット」の定義にある生鮮食料品（生鮮三品）とは何ですか

生鮮食料品（生鮮三品）は、肉、野菜、魚を指し、すべてを扱う場合、届出の対象となります。

●都市機能誘導区域内で誘導施設の「スーパーマーケット」が、改修等で床面積の合計が 400 m²未満になる場合、届出は必要ですか

誘導施設の「スーパーマーケット」の定義に該当しなくなる場合、誘導施設の休廃止に係る届出が必要です。届出書（様式第 21）の 4 (1) 欄に、施設の改修により、誘導施設に該当しなくなるが、継続して建築物（敷地）を使用する旨、記載してください。

●診療所は、誘導施設の「病院」に該当しますか

誘導施設に該当しません。（診療所は、医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する施設）

●誘導施設に定められていない施設は、届出の対象になりますか

住宅を除き、P2 で示す誘導施設以外は、区域を問わず、届出の対象外となります。

居住誘導区域外に関する届出について

●老人ホームや寄宿舎は、届出の対象になりますか

届出の対象外となります。

●戸建て住宅を建築する場合で、届出の対象になるのはどのような場合ですか

同一の建築主が、隣接等した敷地で、3 戸以上の住宅を同時期に建築する場合（建売住宅等）、届出が必要となります。

●都市再生特別措置法第 88 条に「その他の人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの」とありますが、三鷹市では該当するものはありますか

三鷹市では、条例を定めていないため、該当するものはありません。

その他

●今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか

「三鷹市まちづくり拠点形成計画＜立地適正化計画＞」は、概ね 4 年ごとに改定する予定で、その際、必要に応じて誘導区域や誘導施設の見直しを行います。

参考：誘導区域の概要

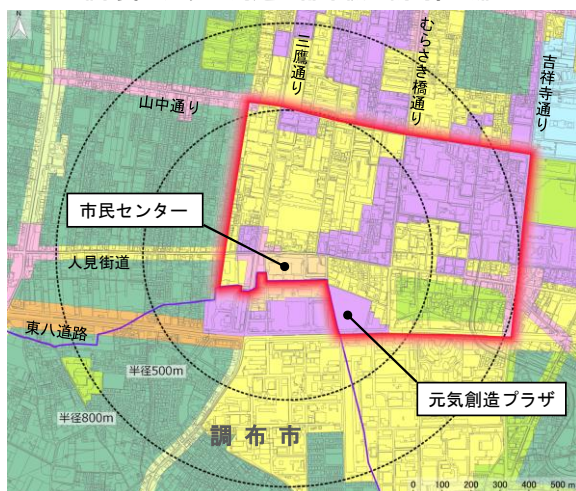
都市機能誘導区域

(三鷹市わがまちマップ)

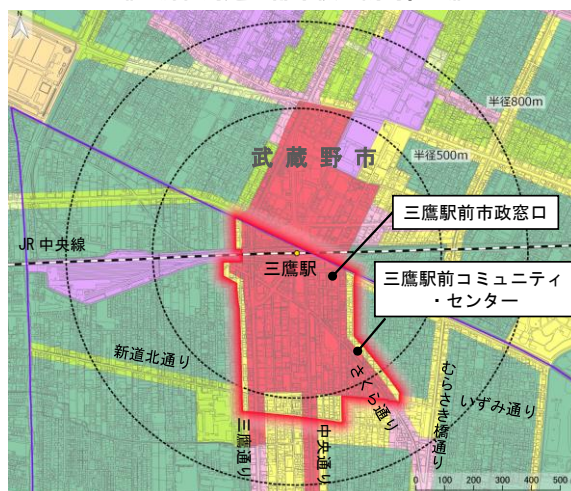
→「まちづくり拠点形成計画（立地適正化計画）」



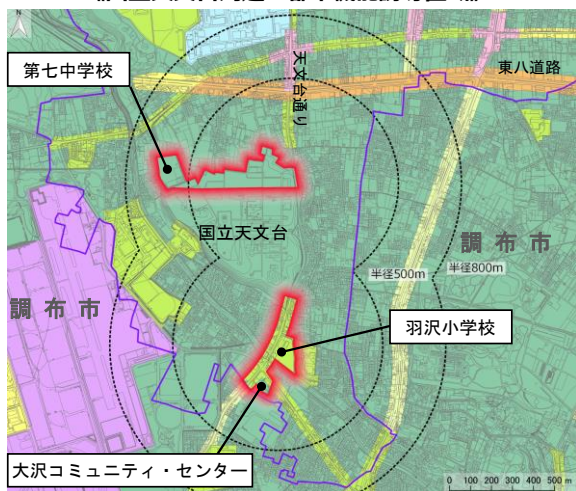
《市民センター周辺 都市機能誘導区域》



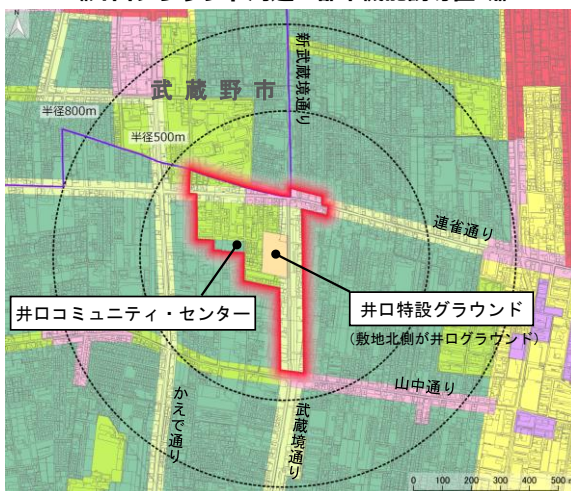
《三鷹駅周辺 都市機能誘導区域》



《国立天文台周边 都市機能誘導区域》



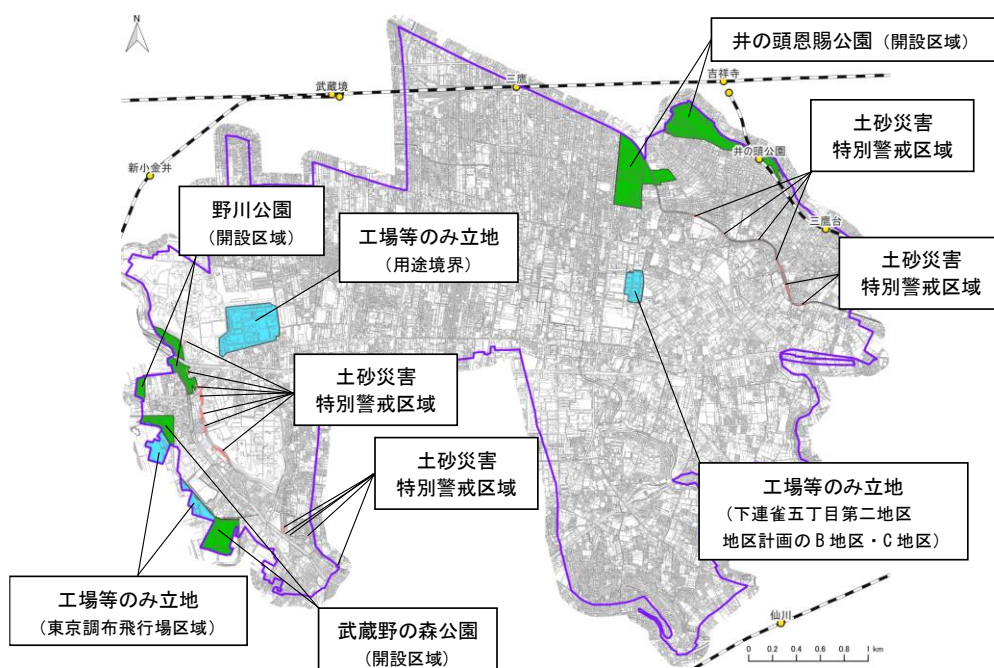
《井口グラウンド周辺 都市機能誘導区域》



居住誘導区域

居住誘導区域外は、以下の図のとおりです。

- 第一種低層住居専用地域
 第二種住居地域
 商業地域
 第一種中高層住居専用地域
 準住居地域
 準工業地域
 第二種中高層住居専用地域
 近隣商業地域
 工業地域
 第一種住居地域
 都市機能誘導区域



 土砂災害特別警戒区域
 工場等のみ立地
 大規模な公園等

※土砂災害特別警戒区域の詳細は、東京都建設局のホームページでご確認いただけます。
（区域の概要は、三鷹市の土砂災害ハザードマップでも確認できます）

参考：届出書の記入例

都市再生特別措置法に基づく届出
(手引き・様式など)



様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

様式第 10 記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

(届出先) 三鷹市長

届出日を記入(行為に
着手する 30 日前まで)

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

代理人等の連絡先(電話番号、
メールアドレス)を記入
※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

(連絡先) 〇〇株式会社 〇〇 〇〇
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

開発行為の概要

1 開発区域に含まれる
地域の名称

三鷹市 〇〇 〇丁目〇番〇

所在・地番を記入

2 開発区域の面積

2,500 m²
(うち居住誘導区域外 1,500 m²)

3 住宅等の用途

共同住宅

居住誘導区域内外にまたがる際は、
居住誘導区域外の部分の面積も記入

4 工事の着手予定年月日

該当する以下の用途を記入

・一戸建ての住宅 ・長屋
・共同住宅 ・兼用住宅

令和〇年 〇月 〇日

5 工事の完了予定年月日

令和〇年 〇月 〇日

6 その他必要な事項

[開発行為の許可申請予定日] 令和〇年〇月〇日
[住宅戸数] 10戸 (うち居住誘導区域外 5戸)
[住宅棟数] 2棟 (うち居住誘導区域外 1棟)

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

許可申請予定日、住宅戸数、住宅棟数等を記入
(居住誘導区域内外にまたがる際は、居住誘導
区域外の部分の戸数等も記入)

様式第 11 記入例

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して 住宅等とする行為の届出書

該当行為に✓を記入

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

- ☒ 住宅等の新築
☐ 建築物を改築して住宅等とする行為
☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為
- について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

（届出先）三鷹市長

届出日を記入（行為に
着手する 30 日前まで）

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入

※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連 絡 先）

○○株式会社 ○○ ○○
 ○○○○-○○-○○○○
 ○○○○○○@○○.○○.○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積

[所在・地番] 三鷹市 ○○ ○丁目○番○
 [地 目] 宅地
 [面 積] 1, 500㎡

2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途

共同住宅

地目は、登記簿等より記入
 面積は、敷地面積を記入（複数棟ある場合は、敷地面積の合計を記入）

3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途

該当する以下の用途を記入

・一戸建ての住宅 ・長屋 ・共同住宅 ・兼用住宅

○○○○

4 その他必要な事項

[建築確認申請予定日] 令和○年○月○日
 [着手予定年月日] 令和○年○月○日
 [完了予定年月日] 令和○年○月○日
 [住宅戸数] 5 戸
 [住宅棟数] 1 棟

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

確認申請予定日、着手予定年月日、完了予定年月日、
 住宅戸数、住宅棟数等を記入

様式第 12 記入例

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

（届出先）三鷹市長

届出日を記入（変更部分に係る
行為に着手する 30 日前まで）

令和○年 ○月 ○日

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入
※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連 絡 先） ○○株式会社 ○○ ○○
○○○○-○○-○○○○
○○○○○○@○○.○○.○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 または
様式第 11 の届出日を記入

1 当初の届出年月日 令和○年 ○月 ○日

2 変更の内容 ← 変更の内容（変更前、変更後）、変更理由を記入

〔変更前〕 開発区域の面積 ○○㎡
住宅戸数 ○○戸
着手予定年月日 令和○年○月○日

〔変更後〕 開発区域の面積 ○○㎡
住宅戸数 ○○戸
着手予定年月日 令和○年○月○日

〔変更理由〕 ○○○○のため。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和○年 ○月 ○日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18 記入例

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

（届出先）三鷹市長

届出日を記入（行為に
着手する 30 日前まで）

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入
※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連 絡 先） 〇〇株式会社 〇〇 〇〇
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

開発行為の概要

1 開発区域に含まれる
地域の名称

三鷹市 〇〇 〇丁目〇番〇

所在・地番を記入

2 開発区域の面積

1,500 m²

3 建築物の用途

スーパーマーケット

該当する誘導施設の
名称（P2 参照）を記入

4 工事の着手予定年月日

令和〇年 〇月 〇日

5 工事の完了予定年月日

令和〇年 〇月 〇日

6 その他必要な事項

〔開発行為の許可申請予定日〕 令和〇年〇月〇日
〔建物名称〕 三鷹スーパー 三鷹店

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

許可申請予定日、建物名称等を記入

様式第 19 記入例

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当行為に✓を記入

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

- ☒ 誘導施設を有する建築物の新築
☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
- について、下記により

届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

（届出先）三鷹市長

届出日を記入（行為に
着手する 30 日前まで）

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入

※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連 絡 先）

○○株式会社 ○○ ○○
 ○○○○-○○-○○○○
 ○○○○○○@○○.○○.○○

- 1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積

[所在・地番] 三鷹市 ○○ ○丁目○番○
 [地 目] 宅地
 [面 積] 1, 5 0 0 m²

- 2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途

スーパーマーケット

地目は、登記簿等より記入
面積は、敷地面積を記入

該当する誘導施設の名称（P2 参照）を記入

- 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途

○○○○

確認申請予定日、着手予定年月日、完了予定年月日、建物名称、延床面積等を記入（「大規模商業施設・複合商業施設」または「スーパーマーケット」に該当する際は、店舗（または店舗等）に供する部分の床面積も記入）

- 4 その他必要な事項

[建築確認申請予定日] 令和○年○月○日
 [着手予定年月日] 令和○年○月○日
 [完了予定年月日] 令和○年○月○日
 [建物名称] 三鷹スーパー 三鷹店
 [延床面積] 6 0 0 m²
 （うち店舗等の用途に供する部分の床面積 4 0 0 m²）

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 20 記入例

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

（届出先）三鷹市長

届出日を記入（変更部分に係る
行為に着手する 30 日前まで）

令和○年 ○月 ○日

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入
※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連絡先）

○○株式会社 ○○ ○○
○○○○-○○-○○○○
○○○○○○@○○.○○.○○

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 または
様式第 19 の届出日を記入

1 当初の届出年月日

令和○年 ○月 ○日

2 変更の内容

変更の内容（変更前、変更後）、変更理由を記入

〔変更前〕 開発区域の面積 ○○㎡
着手予定年月日 令和○年○月○日

〔変更後〕 開発区域の面積 ○○㎡
着手予定年月日 令和○年○月○日

〔変更理由〕 ○○○○のため。

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和○年 ○月 ○日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 21 記入例

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

（届出先）三鷹市長

届出日を記入
（休廃止する 30 日前まで）

令和○年 ○月 ○日

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

押印不要

代理人等の連絡先（電話番号、
メールアドレス）を記入
※届出後、必要に応じて情報提
供等を行うため

（連 絡 先）

○○株式会社 ○○ ○○
○○○○-○○-○○○○
○○○○○○@○○.○○.○○

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

休止または廃止のどちらかに○を記入

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〔名称〕 三鷹スーパー 三鷹店
〔用途〕 スーパーマーケット
〔所在地〕 三鷹市 ○○ ○丁目○番○号
（市民センター周辺都市機能誘導区域）

名称は、建物名称を記入
用途は、該当する誘導施設の
名称（P2 参照）を記入
所在地には、該当する都市機
能誘導区域の名称も記入

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和○年 ○月 ○日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和○年 ○月 ○日 まで

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

○○○○

例）・事務所
・コンビニエンスストア など

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

○○○○

例）・令和○年○月○日に除却予定
・使用予定は未定。決まるまでは、適切な管理のもと存置する。 など

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。